

領収証

平成29年6月1日

木村 様

合計金額

¥ 25,640-

内	現金	¥	_____
	小切手	¥	_____
訳	手形	¥	_____

上記金額正に領収いたしました。 但し 通信1016印刷代

有限会社 ゴミタ印刷

栃木県佐野市上台町2095-3
TEL. (0283) 23-9123
FAX. (0283) 21-2003



領収証

平成29年8月 日

木村 様

合計金額

¥ 25,000-

内	現金	¥	_____
	小切手	¥	_____
訳	手形	¥	_____

上記金額正に領収いたしました。 但し 通信1017印刷代

有限会社 ゴミタ印刷

栃木県佐野市上台町2095-3
TEL. (0283) 23-9123
FAX. (0283) 21-2003



※金額や発行元などが、枠内に収まるよう、また重ならないように添付してください。

領収証

平成29年12月18日

木村 様

合計金額 ￥ 30,000-

内	現金	¥
	小切手	¥
訳	手形	¥

上記金額正に領収いたしました。但し 通信18印刷代

有限会社 **ゴミタ印刷**  有限会社

栃木県佐野市上台町2095-3
 TEL. (0283) 23-9123
 FAX. (0283) 21-2003



領収証

平成30年3月5日

木村 様

合計金額 ￥ 30,000-

内	現金	¥
	小切手	¥
訳	手形	¥

上記金額正に領収いたしました。但し 通信19印刷代

有限会社 **ゴミタ印刷**  有限会社

栃木県佐野市上台町2095-3
 TEL. (0283) 23-9123
 FAX. (0283) 21-2003



※金額や発行元などが、枠内に収まるよう、また重ならないように添付してください。

領 収 書

平成30年 2月 /6日

木村 久雄 議員

金額
(消費税込)

1,430円

第2回佐野市議会議会報告会費用分担金として、上記の金額を領収しました。
(平成29年11月16日、17日、18日報告会開催)

佐野市議会報告会運営委員会 委員長

鈴木 靖宏



No.16
2017年
5月発行

木村通信

発行者 木村 久雄
住 所 佐野市閑馬町1001
TEL 0283-65-1729
FAX 0283-85-7703

ごあいさつ

皆様には、日頃より激励をいただき、心より感謝申し上げます。
2期目の新たなる4年間がはじまりましたが、初心を忘れることなく、「現場第一」をモットーに掲げ、また、市政で一生懸命働いてまいります。
今後とも、ご意見・ご要望をお待ちしております。

佐野市議会議員 木村 久雄

オリジナル婚姻届が出来ました

平成27年第4回定例会において、一般質問をいたしました、本市オリジナルの婚姻届が作成されました。

婚姻届		記入の注意	
<p>氏名</p> <p>生年月日</p> <p>住所</p> <p>本籍</p> <p>父母の氏名 文 母 父 母</p> <p>婚姻開始の氏・新姓</p> <p>婚姻開始の日</p> <p>婚姻開始の別</p> <p>同居を始める日の夫妻のそれぞれのおな仕事</p> <p>夫妻の職業</p> <p>その他</p> <p>届出人</p>	<p>夫になる人</p> <p>妻になる人</p> <p>父母の氏名 父 母</p> <p>婚姻開始の日</p> <p>婚姻開始の別</p> <p>同居を始める日の夫妻のそれぞれのおな仕事</p> <p>夫妻の職業</p> <p>その他</p> <p>届出人</p>	<p>1. 婚姻届は、夫婦の両方が記入し、本人が署名し、捺印して提出してください。 2. 婚姻届は、夫婦の両方が記入し、本人が署名し、捺印して提出してください。 3. 婚姻届は、夫婦の両方が記入し、本人が署名し、捺印して提出してください。 4. 婚姻届は、夫婦の両方が記入し、本人が署名し、捺印して提出してください。 5. 婚姻届は、夫婦の両方が記入し、本人が署名し、捺印して提出してください。</p>	<p>婚姻届は、夫婦の両方が記入し、本人が署名し、捺印して提出してください。 婚姻届は、夫婦の両方が記入し、本人が署名し、捺印して提出してください。 婚姻届は、夫婦の両方が記入し、本人が署名し、捺印して提出してください。 婚姻届は、夫婦の両方が記入し、本人が署名し、捺印して提出してください。 婚姻届は、夫婦の両方が記入し、本人が署名し、捺印して提出してください。</p>

Happy Wedding



申請者は必ず本人が署名してください。
申請は各自別々の印を捺印してください。
申請出人の印をご持参ください。

佐野市庁舎2階市民生活課

質問・答弁の要旨

質問
1

子育て支援について

(1) エンゼルヘルパーについて

- ①家族のあり方の変遷とその対応について
- ②妊娠中の支援について



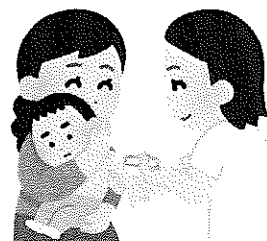
質問：つわりや産後の体調不良などで家事や育児に支障をきたしている方への支援について、本市はどのように考えているのか。

答弁：現在妊娠、出産により体調不良の方への支援といたしまして、家事等でお困りの方へはシルバー人材センターや民間のヘルパー事業所の情報提供等を行いましたり、育児でお困りの方へはショートステイ事業や一時保育、また生後6カ月以降に利用できるファミリーサポートセンター等を紹介しているところでございます。今後は、ご本人の意向を十分に酌んだ上で、最適なサービスにつなげられるように支援していきたいと考えてございます。

- ③産後の支援について

(2) 情報提供の充実について

- ①「子育て・孫育て応援手帳」について
- ②予防接種ナビについて



質問：予防接種ナビを導入できないか、伺いたい。

答弁：現在予防接種スケジュールを個人ごとにお知らせいたしますメール配信は行っておりませんが、国によりまして平成29年7月から開始が予定されておりますマイナポータルで提供されますサービスの中に、予防接種のお知らせ機能を持つ子育てワンストップサービスが開始されるとのことでございますので、関係部署と協議いたしまして、活用方法を研究してまいりたいと思います。

再質問

質問：マイナポータルの詳細について具体的に伺いたい。

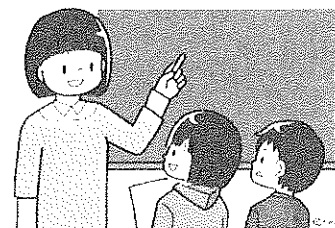
答弁：マイナポータルの詳細ということでございますけれども、概要を申し上げます。これにつきましては、行政機関が保有いたしますご本人に関する情報や、行政機関からご本人に対してのお知らせ情報等が自宅のパソコン等から確認できる、こういったものでございます。機能といたしましては、情報提供等の記録表示、また自己情報の表示、また行政機関からのお知らせ、また先ほど申し上げましたとおり、子育てワンストップサービス等が予定されているところでございます。

(3) 産後うつ対策について

- ①健診費用の助成について
- ②健診のあり方について

質問 2

チーム学校について



(1) 校務支援システムについて

- ①統合型校務支援システムの詳細について
- ②統合型校務支援システムと児童の見守りについて

(2) 発達障がいを抱える児童生徒への指導について

- ①小中一貫教育の推進と発達障がい者の指導について

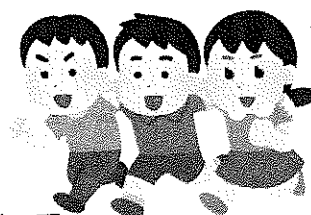
質問：小中一貫教育を推進するに当たり、発達障害を抱える児童生徒への指導についてどのように考えているのか。

答弁：田沼西地区小中一貫校の学校運営の基本構想の中で、学校の大きな特色の一つに、一人一人を大切にした特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システムによる一人一人の教育的ニーズに対応したきめ細やかな支援というのを掲げてございます。発達障害も含めて個別の教育的ニーズのある児童生徒に対しましては、将来の自立と社会参加を見据えて、それぞれの児童生徒の教育的ニーズに対して適切に教育活動に取り組めるような支援を行っていくことが重要でございます。また、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がともに学びながら、相互理解を深めていくということが大切でございます。一人一人の教育的ニーズに対応したきめ細やかな支援を行いつつ、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がそれぞれ可能な限りともに学べるように環境の整備と指導の充実に努めてまいりたいと考えております。

- ②特別支援学校教諭免許状について

(3) 心のバリアフリーについて

- ①「良い学校」という理念について
- ②チーム学校における心のバリアフリーのあり方について



質問 3

受動喫煙防止対策について

- (1) 本市の受動喫煙防止対策の現状と今後の方針について
- (2) インバウンド事業と受動喫煙防止対策の関連性について
- (3) たばこの臭い対策について

質問・答弁の要旨

質問
1

保育環境の向上について

(1) (仮称)高萩・若宮保育園の整備計画について

- ①開園時期のずれ込みについて
- ②施設整備の進捗状況について

質問：平成30年4月の開園に向けてとり行われる工事等の現段階における進捗状況について伺いたい。

答弁：施設整備の進捗状況につきましては、現在建設地の造成工事を実施しております。3月上旬には完成する予定でございます。

次に、建物の工事につきましては、市内の施工業者による分離発注といたしまして、建築工事につきましては既に入札が終了し、現在仮契約となり、今議会に上程させていただきました。また、電気設備、機械設備工事につきましては、建築工事の契約にあわせて入札を行いまして、平成30年2月の完成を目指し、事業を進めてまいりたいと思います。

(2) 保育士の人材確保について

(3) 病児保育の推進について

- ①病児保育事業について

質問：現時点における状況と今後の方針についてどのようになっているのか、伺いたい。

答弁：病児保育につきましては、体調不良児対応型、病後児対応型、病児対応型の3つの類型がございます。体調不良児対応型は、保育所に入所中の児童が保育中に体調不良になった場合、保育所に配置された看護師が専用の部屋で保護者が迎えに来るまでの間、緊急的に対応する事業でございます。現在、公立保育所で1カ所、民間保育所で3カ所を実施しております。

病後児対応型は、ゼロ歳児から小学校3年生までを対象といたしまして、病気の回復期にある児童を専用の部屋で看護師等が保育を行うものでございまして、民間施設1カ所を実施しております。

今後につきましては、現在実施できておりません病気中の児童を預かる病児対応型の事業開始を予定しておりますが、既に実施しております病後児対応型の利用実績が今のところ少ない状況にありますので、利用者の実際のニーズを的確に判断しながら、進めてまいりたいと考えております。

- ②医師住宅の利用について

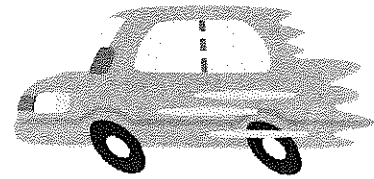


質問
2

交通事故対策について

(1) イメージハンプについて

- ①速度抑制対策の現状について
- ②イメージハンプによる速度抑制対策について



質問：路面に物質的な凹凸をつけず、舗装の色や素材を変えて立体的に見せる道路標識であるイメージハンプは、安全性や車両通行時に生じる音、費用等の多面から見ても、効果的な手段と考える。そこで、このイメージハンプによる人間の錯覚を利用し、速度抑制対策を講じていくことができないものか、伺いたい。

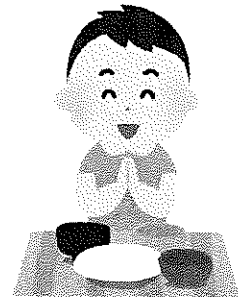
答弁：先進地の実施状況を見ますと、ある一定期間はその速度抑制対策に有効でございますが、その一定期間が過ぎ、なれてまいりますと、その効果が薄れてしまうということがあるようでございます。また、車道面に設置するため、通行による消耗も激しく、その効果を持続させるためには定期的な維持管理が必要となります。このため、現時点ではイメージハンプの設置は考えておりませんが、速度抑制対策につきましては、佐野警察署とも協議の上、効果的な設置場所の選定や他市の事例等を踏まえまして、今後の研究課題とさせていただきます。

質問
3

食品ロスについて

(1) 食育・環境教育について

- ①食育講座のテーマとしての「食品ロス」について
- ②関係部署との意見交換について
- ③環境教育における教育的効果について



質問：本市では、保育園において食育・環境教育を行っているが、この環境教育に関して、具体的にどのような教育効果があるのか、伺いたい。

答弁：保育園では、さまざまな体験を通して食に関する知識を習得し、豊かな心が身につくように、年齢別に食育年間計画を作成し、食育活動を行っております。菜園活動やクッキング活動では、野菜を育てたり料理したりすることにより食べるものを大切にする心を育てます。バイキング給食では、自分の食事の適量がわかり、保育士の声かけにより苦手なものでも好き嫌いなく残さず食べようとすることを学びます。また、絵本や紙芝居を通して、食べ物の大切さや無駄にしないことを学びます。このような日々の食育活動で身についたものが、環境教育の基礎となるものと考えております。

- ④小・中学校における食育・環境教育について

⑤保育園におけるアンケートの実施について

⑥小・中学校におけるアンケートの実施について



(2) 食品ロスの削減について

①食品ロスの削減による効果について

質問：食品ロスの削減による効果については、本市はどのように考えているのか。

答弁：食料の生産や輸入には水や多くの資源、エネルギーが使用されており、また、食品ロスの多くが生ごみであり、燃えるごみとして焼却処理されていますので、食品ロスを削減することができれば、環境への負荷を軽減するとともに、財政的負担の軽減にもつながるものと考えております。

②食品ロス削減の具体的な取り組みについて

質問：本市としては、食品ロスの削減に向けて今後具体的にどのような取り組みを行っていく考えなのか、その点を伺いたい。

答弁：国が定めました第3次食育推進基本計画の重要課題4の食の循環や環境を意識した食育の推進におきまして、身近にできる取り組みとして、宴会の乾杯後の30分間とお開き前の10分間は料理を楽しもうという30・10（さんまるいちまる）運動を推奨しております。また、栃木県におきましては、食品ロスが多く発生する宴会の開始後と終了前の15分間は、おいしく料理をいただき、とちぎ食べきり15（いちご）運動を推進しております。本市といたしましても、県と連携してこの運動を推進するとともに、関係課と連携をいたしまして、広報紙やホームページ、講演会の開催等により、普及啓発を図ってまいりたいと考えているところでございます。



現場へ「動く」、 「ひと」を守る

庶民の「声」を、市政に!!

— 皆様のご意見、ご要望、ご相談をお寄せください。 —

メールアドレス kimura_hisao@apricot.ocn.ne.jp

TEL 0283-65-1729 FAX 0283-85-7703

No.17
2017年
7月発行

木村通信

発行者 木村 久雄
住 所 佐野市閑馬町1001
TEL 0283-65-1729
FAX 0283-85-7703

ごあいさつ

皆様には、日頃より激励をいただき、心より感謝申し上げます。
今夏も猛暑の様相ですが、夏バテせず、迅速に現場を駆け巡り、皆様
の声を市政に届けさせていただきます。今後とも、ご意見・ご要望を
お待ちしております。

佐野市議会議員 木村 久雄



【佐野】定例市議会一般
質問最終日の9日、2人が
質問した。市執行部は①投
票率向上へ主権者教育支援
を進める②部活動指導員派
遣事業は小中学校を対象に
指導者確保に努める―など
と答弁した。

佐野市議会
一般質問

投票率向上へ教育支援

■選挙投票率の向上
市議選の投票率は年々低
下しており、4月の選挙で
は51・09%だった。高松敏
行選挙管理委員会書記長は
特に若い世代の政治への関
心が薄いと、「小中高校へ
の主権者教育の支援を通
じ、政治への関心を高めて
選挙行動に結び付ける」な
どと答弁した。木村氏が質
問した。

下野新聞記事
(平成29年6月10日)

質問・答弁の要旨

質問
1

投票環境の向上について

(1) 投票率の向上について

- ①佐野市議会議員選挙の投票率について
- ②無効票について
- ③電子投票システムについて
- ④投票所入場券について



質問：平成28年第3回定例会で、「投票所入場券に投票用紙の宣誓書兼請求書を印刷し、期日前投票の受け付けの円滑化を図れないものか」との質問に際し、「投票所入場券に宣誓書兼請求書を印刷し、郵送することにつきましては、投票しやすい環境づくりという観点から選挙人の利便性向上につながるものと考えられますので、費用など多方面から検討させていただきたいと考えております」との答弁をいただいているが、その進展はどのようになっているのか。

答弁：期日前投票制度の利用者は毎回増加していることから、投票所入場券に宣誓書兼請求書を印刷することにつきまして、他市の現状について情報収集したり、入場券の作成業者と技術的な問題等について協議するなど、具体的な検討を始めているところでございます。今後も引き続き投票しやすい環境づくりという観点から、選挙人の利便性向上につながりますよう多方面から検討を進めてまいりたいと考えております。

(2) 投票所について

質問：国政、県政において、選挙人名簿登録者人数が10万人を切った場合、選挙費委託金が減少するとのことだが、このような場合、中山間地域の投票所に影響はあるのか。

答弁：国、県に係る選挙の執行経費は、選挙人名簿登録者数に応じて段階別に算出されることから、登録者数が10万人を切った場合においては、委託金の額が減少することが想定されます。そのため、選挙執行体制全般にわたり見直しが必要になってくることが想定されますが、現時点においては中山間地域を含めた各投票所への大きな影響はないものと考えているところでございます。

質問
2

子育て支援について

(1) 里帰り出産について

- ① 出産育児一時金の支払い方について
- ② 妊婦健康診査の補助券の取り扱いについて

質問：里帰り出産の場合、補助券の取り扱いはどのようになっているのか。

答弁：県内で里帰り出産を予定している方につきましては、本市が栃木県医師会及び栃木県病院協会と妊産婦健康診査の委託契約を行っておりますので、補助券を使うことができます。また、県外での里帰り出産を予定している方の場合、医療機関が本市と委託契約をしていただける場合は、県外の医療機関においても、本市の妊産婦健康診査の補助券を使うことができます。しかし、委託契約できなかった県外の医療機関を受診する場合には健康診査費用を全て支払っていただき、本市に戻られてから申請していただきますと、補助券と同額の金額を本人にお支払いするという事になっております。

(2) 出産費用の助成について

- ① 出産費用について
- ② 出産育児一時金付加金について

(3) 産後うつ対策について

質問：産後うつ対策に関しては本年4月より、国がその助成を開始している。そこで、このことを受け、本市としてはどのように産後うつ対策を進めていく考えなのか伺いたい。

答弁：国は産後うつの予防のため、出産後間もない時期における産婦健康診査2回分の費用を助成する産婦健康診査事業を今年度より開始しております。助成の内容は、産婦健康診査1回当たり5,000円を上限に半額を補助するというもので補助を受けるには産後ケア事業を実施しているという条件がございます。しかし、本市におきましては、産後ケア事業を行っておりませんので、まずは産後ケア事業の受け皿となる医療機関等への意向調査を行い、その結果に基づき、国からの補助が受けられるかどうかを合わせて研究してまいりたいと考えております。



質問
3

サル被害対策について

(1) 捕獲駆除の現状について

質問：猿の捕獲駆除の現状がどのようになっているのか伺いたい。

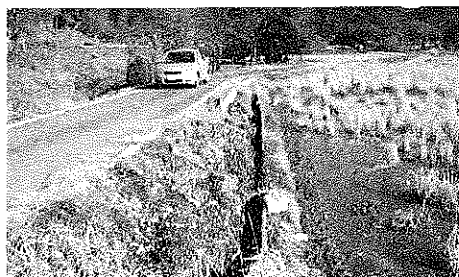
答弁：現在、栃木県猟友会安蘇支部と有害鳥獣捕獲業務委託契約を締結し、銃器とわなによる捕獲を実施しております。猿の捕獲頭数につきましては、平成26年度に18頭、平成27年度に12頭、平成28年度に9頭でございます。なお、地域から要望がありましたら、追い払いをするためにスターターピストル等の貸し出しを行っているところでございます。

(2) ドローンの活用について

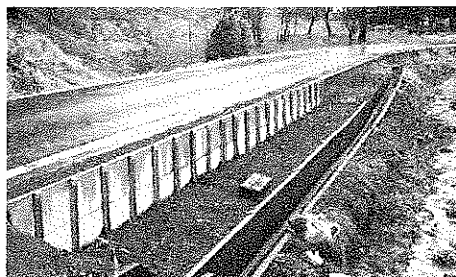


市民相談の実績紹介

●側溝の復旧（下彦間町）



（復旧前）



（復旧後）

●道路の補修（下彦間町）

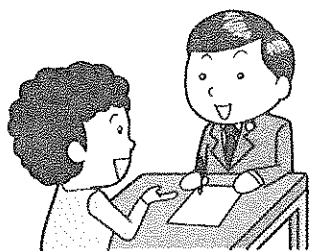


（補修前）



（補修後）

無料法律相談のご案内



無料の法律相談が行われております。
ご利用をご希望の方は、下記連絡先
までご連絡ください。

現場へ「動く」、 「ひと」を守る

庶民の「声」を、市政に!!

—皆様のご意見、ご要望、ご相談をお寄せください。—

メールアドレス kimura-hisao@apricot.ocn.ne.jp

TEL 0283-65-1729 FAX 0283-85-7703

No.18
2017年
12月発行

木村通信

発行者 木村 久雄
住 所 佐野市閑馬町1001
TEL 0283-65-1729
FAX 0283-85-7703

ごあいさつ

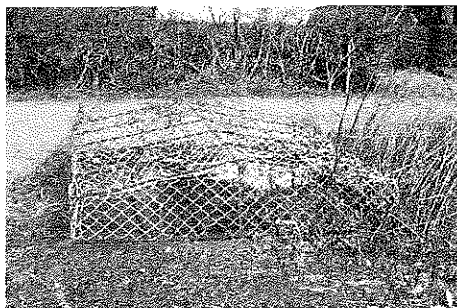
皆様には、日頃より激励をいただき、心より感謝申し上げます。
今年も残すところあとわずかとなりましたが、皆様の声を市政に反映
させるため、最後まで粉骨砕身して働いてまいります。今後とも、
ご意見・ご要望をお待ちしております。

佐野市議会議員 木村 久雄



市民相談の実績紹介

●老朽化した貯水池の撤去（下彦間町）

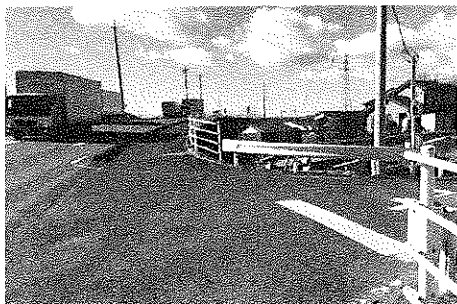


(撤去前)



(撤去後)

●市道の雨水対策（多田町）

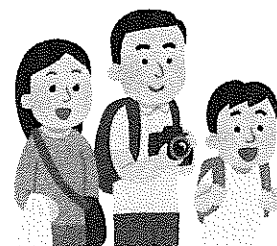


(対策前)



(対策後)

質問・答弁の要旨



質問 1

観光政策について

(1) 多言語翻訳アプリの活用について

質問：外国人観光客の方々にきちんと対応できるように多言語翻訳アプリを活用し、声のおもてなしができるようにしてはと考えるが、市はどのように考えているのか。

答弁：スマートフォン等で利用できる多言語翻訳アプリは、コミュニケーションを高めるために非常に便利なツールであると考えております。東京都オリンピック・パラリンピック準備局が推薦する31言語対応の無料アプリなど安心して使いやすいものもあるようでございますので、観光施設や観光ボランティアガイド等での活用を推奨したいと考えております。

(2) 観光案内について

(3) 宿泊施設について

質問：全国山城サミット、日本女性会議などの全国規模のイベントを誘致するに当たり、宿泊施設の確保は必要不可欠と考える。

そこで、現在、本市に受け入れ可能な宿泊施設が幾つあり、どれほどの人数が宿泊可能なのかを伺いたい。

答弁：本市内の宿泊施設数でございますが、26でございます。また、収容人数につきましては1,858人でございます。

(4) 公衆無線LANの整備推進について

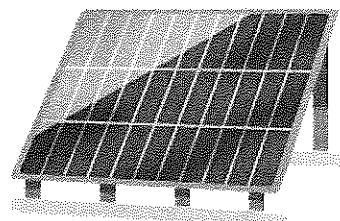
質問 2

環境政策について

(1) 太陽光発電施設について

①規制について

質問：太陽光発電施設の設置に関しては、現状では土地利用を直接規制する法律はないが、条例に基づく環境保全を求める手続きや環境影響評価手続等を独自に設ける自治体が近年増えている。ゆえに林地開発による太陽光発電施設の設置が多く見られる本市としても、防災安全対策、環境景観保全等の観点から、このような取り組みに倣うことができないのか伺いたい。



答弁：本市におきましても太陽光発電整備の設置による地域住民からの各種の懸念等について意見が寄せられている状況もございますので、国の制度変更の内容を踏まえつつ、ほかの自治体の事例を研究し、条例等の整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

②標識掲示について

質問：2017年4月施行の改正FIT法により標識掲示が義務化されたが、これに伴う対応は本市の太陽光発電施設において徹底されているのか。

答弁：FIT法の改正により、出力20キロワット以上の太陽光発電整備には外部から見えやすいところに事業者名や連絡先などを記載した標識を掲げることになりました。このことは、FIT法改正前の既に稼働している太陽光発電整備にも適用されるものでございます。この標識の掲示義務を含め、FIT法の改正につきましては、資源エネルギー庁がホームページや全国各地での説明会の開催などにより周知が図られておりますので、本市内の太陽光発電整備にも適正に標識の掲示がなされるものと考えているところでございます。

(2) 温室効果ガス対策について

- ①温室効果ガスの排出削減にむけた取り組みについて
- ②三フッ化窒素について

(3) 啓発について

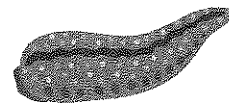
- ①環境教育について
- ②「食品ロス削減家計簿手帳」(公益財団法人あしたの日本を創る協会)について

質問：食品ロス削減家計簿手帳を活用し、食品ロスの削減、ひいては温室効果ガスの排出削減につながるような啓発活動を行えないものか、伺いたい。

答弁：今後イベントなどで配布いたしまして食品ロス削減の啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

質問
3

ヤマビル対策について



(1) ヤマビルの生息範囲について

質問：ヤマビルの生息範囲がどのようになっているのか、その現状について伺いたい。

答弁：ヤマビルは、野生獣のイノシシや鹿などの移動により年々生息域が拡大をしております。主に山林に生息しており、現在市が把握しております生息域は、町会名で申し上げますと、葛生地区では上秋山から田名網付近まで、田沼地区におきましては上作原から長谷場付近及び飛駒3区、それから閑馬上で確認しております。

(2) ニガリを利用したヤマビル凝固剤について

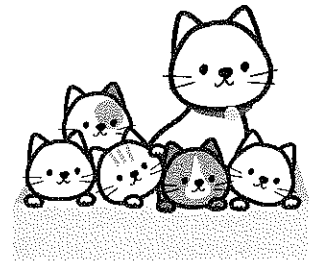
(3) 忌避剤の購入について

質問
4

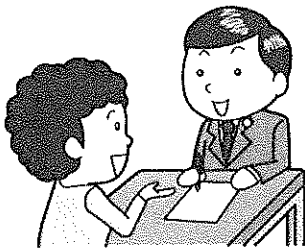
犬・猫の避妊・去勢手術について

質問：犬・猫の避妊・去勢手術に関しては、本県では宇都宮市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市等が独自に助成をしている。野良犬、野良猫の発生を防ぎ、殺処分を減少させ、動物たちの命を守るために本市でもこのような試みができないものか伺いたい。

答弁：犬・猫の繁殖に関する適正な措置につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律において、飼い主みずからの責任により行うよう努めるものとされております。したがって、避妊・去勢手術につきましても現在のところ飼い主の方の負担により行っていただくものと考えております。今後につきましては、引き続き広報さのやホームページ等により犬・猫の適切な飼養についての啓発を図る中で、避妊・去勢手術についても周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。



無料法律相談のご案内



無料の法律相談が行われております。
ご利用をご希望の方は、下記連絡先
までご連絡ください。

現場へ「動く」、 「ひと」を守る
庶民の「声」を、市政に!!

— 皆様のご意見、ご要望、ご相談をお寄せください。 —

メールアドレス kimura_hisao@apricot.ocn.ne.jp

TEL 0283-65-1729 FAX 0283-85-7703

No.19
2018年
2月発行

木村通信

発行者 木村 久雄
住 所 佐野市閑馬町1001
TEL 0283-65-1729
FAX 0283-85-7703

ご あ い さ つ

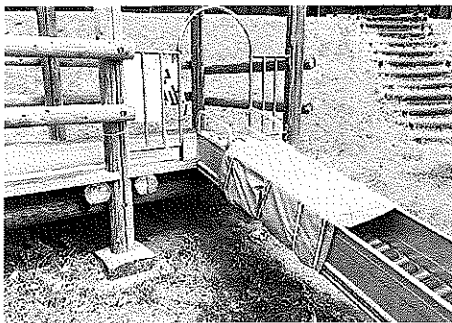
皆様には、日頃より激励をいただき、心より感謝申し上げます。
暦の上では春といえど、厳しい寒さは、いまだ続いております。皆様
におかれましては風邪等をひかぬよう、何卒、ご自愛下さい。今後
とも、ご意見・ご要望をお待ちしております。

佐野市議会議員 木村 久雄

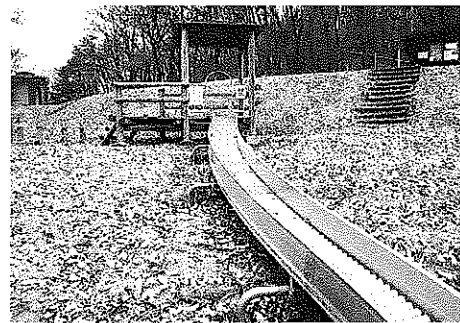


市民相談の実績紹介

●佐野市運動公園のすべり台の修繕（赤見町）



(修繕前)



(修繕後)

●側溝の改修（御神楽町）



(改修前)

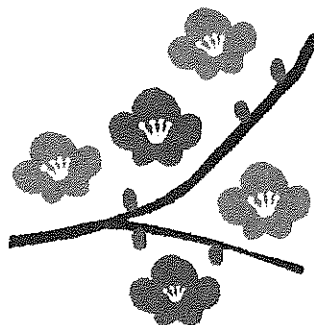


(改修後)

質問・答弁の要旨

質問
1

起立性調節障害について



(1) 教育現場における対応について

① 対応可能な教員について

質問：起立性調節障害について正しい知識を有し、当事者の適切な対応が可能な教員が現段階で本市にどのくらいいるのか伺いたい。

答弁：起立性調節障害は、自律神経の調整がうまくいかず、起立時に体や脳への血流のバランスが悪くなる身体疾患であると認識しております。議員もお話ございましたが、主な症状に、朝起きられない、起きるのが苦手である、目まい、立ちくらみなどの身体的な症状が見られ、夕方以降は症状がおさまり元気になることから、朝登校できないことを怠けているのではないかなどと誤解されやすいと聞いております。このように、心の問題ではなく体の負傷が原因である病名の一つであることから、養護教諭が起立性調節障害児童生徒を理解して保健指導を進めております。また、学級担任も児童生徒や保護者から具体的な症状をお聞きし、一緒になって考え、学校全体で適切な支援ができるよう、年度当初、全職員で共通理解を図っております。

② 児童・生徒に対する説明について

(2) 当事者支援について

① 提供可能な支援について

質問：起立性調節障害の児童生徒に対し、本市はどのような支援を提供することが可能なのか。

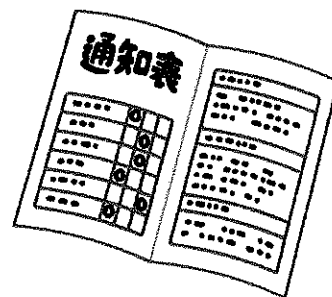
答弁：現在考えられる支援の可能性につきましてでございますが、教育センターに配置いたしましたスクーリングサポーターは、登校できない児童生徒に対しまして訪問指導をしております。休みがちな起立性調節障害の児童生徒に対しましては、家庭訪問をしたり悩みを聞いたり学習支援をしたりすることが可能でございます。

② 学習支援について

(3) 学習評価と評定のかかわりについて

① 学習評価と評定の関連性について

② 児童・生徒の評価と評定について



質問
2

鳥獣被害対策について



(1) ニホンカモシカについて

① ニホンカモシカの生態について

質問：本市ではニホンカモシカの生態調査、生息範囲の把握等がなされているのか。

答弁：本市ではニホンカモシカの生態調査は実施しておりません。成育範囲につきましては、目撃による情報収集や痕跡確認を実施しており、現在、氷室・常盤地区、野上・三好地区、飛駒・新合地区、赤見地区において目撃情報を得ております。

② 農林業被害発生時の対応について

(2) 狩猟免許取得後の支援について

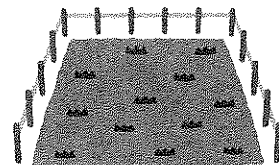
(3) 捕獲委託料について

質問：有害鳥獣を捕獲した際、猟友会にとめ刺しをお願いしているが、その場合、捕獲委託料はどのように配分されるのか伺いたい。

答弁：1頭当たりの捕獲委託料は、委託契約先でございます猟友会安蘇支部へ捕獲活動経費として四半期ごとに捕獲頭数分を支払っております。捕獲個体の銃によるとめ刺しについては、各分会で協力し合いながら行っていると聞いております。

質問
3

土地問題について



(1) 所有者が所在不明の土地について

① 所有者が所在不明の土地の現状について

質問：市内の所有者が所在不明の土地が現状ではどのようになっているのか、その詳細を伺いたい。

答弁：所有者が所在不明の土地につきましては、納税通知書の発送後、所在不明等により返礼されたもののうち、最終的に工事送達となった件数で申し上げます。平成29年度は37件となっております。また、相続人代表者指定の際、相続放棄により相続人全員が不存在となったものや、相続人が不明であるものは107件となっております。

② 所有者が所在不明の土地の荒廃がもたらす近隣への影響について

③ 所有者が所在不明の土地の増加がもたらす行政への影響について

(2) 登記について

① 相続未登記の土地の現状について

質問：登記名義人の転出等により住民基本台帳ではその生死を確認することができず、相続未登記になっている土地が本市内にどの程度あるのか伺いたい。



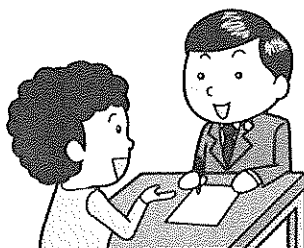
答弁：登記名義人が市外へ転出後に死亡された場合、相続登記や納税通知書の返戻、または相続人からの申し出等があった場合には、登記名義人の死亡を把握することはできますが、連絡等がない場合には、議員ご指摘のとおり、登記名義人が死亡したことを把握することは困難となっております。そのため、転出後の登記名義人の死亡による相続未登記がどの程度あるかにつきましては、把握をしておりません。

- ② 相続登記について
- ③ 土地の所有者が所在不明にならないようするための対策について
- ④ 登記と税制について

質問：相続人が相続登記をせずに土地を放置した場合、所有者が所在不明の土地となるおそれがあるが、税制上ではそれがどのようなになっているのか伺いたい。

答弁：登記名義人が死亡後、相続登記が行われず相続人が不明の場合には、そのまま死亡人名義で課税することは、無効な課税になりますので、随時関係部署や他市への紹介など、相続人調査を行っております。調査により判明した相続人の方へ相続人代表者指定届の提出を依頼するなど、所有者不明とならないようにして税収の確保に努めております。

無料法律相談のご案内



無料の法律相談が行われております。
ご利用をご希望の方は、下記連絡先
までご連絡ください。

現場へ「動く」、 「ひと」を守る
庶民の「声」を、市政に!!

— 皆様のご意見、ご要望、ご相談をお寄せください。 —

メールアドレス kimura_hisao@apricot.ocn.ne.jp
TEL 0283-65-1729 FAX 0283-85-7703